様式第３号

結核定期健康診断報告書（施設用）

 　　　　 保健所長　殿

　　 　　　実施年月 　　　 　　年　　月　　分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告年月日　　　　　　年　　月　 日

　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の２第１項に基づき実施した定期の健康診断の結果を同法第５３条の７第１項に基づき報告いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 |  | 施設の種別 |
| (社会福祉法による区分)(1)救護施設等　　　　　（第2条第2項第1号）(2)養護老人ホーム等　　（第2条第2項第3号）(3)障害者支援施設 　　（第2条第2項第3の2号）(4)身体障害者厚生援護施設（第2条第2項第4号）(5)知的障害者援護施設　（第2条第2項第5号）(6)婦人保護施設　　　　（第2条第2項第6号） |
| 管理者名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  | 従事者 | 入所者 | 備　考 |
| 対象者数 |  |  |  |
| 受診者数 |  |  |  |
| 内訳 | 胸部エックス線検査間接撮影者数 |  |  |  |
| 胸部エックス線撮影直接撮影者数 |  |  |  |
| かく痰検査者数 |  |  |  |
| 被発見者数 | 結核患者数 |  |  |  |
| 結核発病のおそれがあると診断された者 |  |  |  |

**※　記入上の注意**

１　施設の種別欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。

２　施設入所者は65歳以上の者(対象者)を計上すること。

３　定期の健康診断の期日又は期間の満了前３ヶ月以内に他の健康診断を受けた者（例：人間ドック等）で、かつ、診断書その他健康診断の内容を証明する文書を提出した場合には、受診者として計上すること。

４　当報告書は、対象者の健康診断を実施した月の翌月１０日までに報告すること。

５　当報告書は郵送又はＦＡＸ等で所轄保健所へ報告すること。（裏面参照）

**※　報告数の取扱の注意**

　　　保健所において、当該報告書を集計する際に、従事者に計上された報告数は「事業者」の実施報告分として取扱い集計すること。

結核定期健康診断報告書送付先

令和６年９月現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保健所名 | 担当課 | 所在地 | TELFAX | 所轄市町村 |
| 中央 | 保健指導課 | 〒310-0852水戸市笠原町993-2 | TEL 029-241-0571FAX 029-241-5313 | 笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町 |
| ひたちなか | 保健指導課 | 〒312-0005ひたちなか市新光町95 | TEL 029-265-5647FAX 029-265-5040 | 常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町 |
| 日立 | 保健指導課 | 〒317-0065日立市助川町2-6-15 | TEL 0294-22-4196FAX 0294-24-5132 | 日立市、高萩市、北茨城市 |
| 潮来 | 保健指導課 | 〒311-2422潮来市大洲1446-1 | TEL 0299-66-2174FAX 0299-66-1613 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 |
| 竜ケ崎 | 保健指導課 | 〒301-0822龍ケ崎市2983-1 | TEL 0297-62-2367FAX 0297-64-2693 | 龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| 土浦 | 保健指導課 | 〒300-0812土浦市下高津2-7-46 | TEL 029-821-5516FAX 029-826-8822 | 土浦市、石岡市、かすみがうら市 |
| つくば | 保健指導課 | 〒305-0035つくば市松代4-27 | TEL 029-860-6002FAX 029-851-5680 | 常総市、つくば市、つくばみらい市 |
| 筑西 | 保健指導課 | 〒308-0841筑西市二木成615 | TEL 0296-24-3965FAX 0296-24-3928 | 結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町 |
| 古河 | 保健指導課 | 〒306-0005古河市北町6-22 | TEL 0280-32-3068FAX 0280-32-4323 | 古河市、坂東市、五霞町、境町 |
| 水戸市 | 感染症対策課 | 〒310-0852水戸市笠原町993-13 | TEL 029-243-7315FAX 029-244-0157 | 水戸市 |